

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-108
許認可等の種類	換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地の指定等			
根拠法令条例等・条項	土地区画整理法第85条の2第5項			
許認可等の概要	<p>施行者は、換地計画において当該宅地についての換地を住宅先行建設区内に定めるべき旨の申し出があった場合には、遅滞なく、宅地として指定し、当該申出が要件に該当しないと認めるときは、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。</p>			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】土地区画整理法第85条の2第5項及び土地区画整理法施行規則第10条の2の2</p> <p>・土地区画整理法第85条の2第5項 施行者は、住宅先行建設区への換地の申出があった場合には、遅滞なく、その申し出が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、その申出の宅地を、換地計画において換地を住宅先行建設区内に定めるべき宅地として指定し、その申出が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、その申出に応じない旨を決定しなければならない。</p> <p>一 申出に係る宅地に建築物その他の工作物が存しないこと。 二 申出に係る宅地に地上権、永小作権、賃借権その他のその宅地を使用し、又は収益することができる権利が存しないこと。 三 申出に係る宅地についての換地に、指定期間を経過するまでに、建設計画に従って住宅が建設されることが確実であると見込まれること。</p> <p>・土地区画整理法施行規則第10条の2の2 住宅先行建設区への換地の申出は、指定様式の申出書を提出してするものとする。 2 前項の申出書には、借地権者の同意を得たことを証する書類を添付しなければならない。</p>			
基準の制定根拠	-			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例が僅少のため、具体の期間の設定が困難)			
期間の制定根拠	-			